

## 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有  
私の管理 であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒 -

住所

電話（ ） 局 番

氏名

### 備考

- 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合には届出に○をしてください。
- 2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。  
土地・建物の両方に○印をするとき…保管場所である土地・建物とも、自己所有の場合。  
土地に○印をするとき…保管場所である土地が、自己所有の場合。  
建物に○印をするとき…保管場所である車庫が、建物と一体となって築造（建物の上下を含む）されており、自己所有の場合。
- 3 上記2に該当しない場合は、保管場所使用承諾証明書又は有効期間のある借地契約書等、当該申請に係る自動車の保管場所を使用できることを証明する書面を提出して下さい。
- 4 共有の場合は、「自認書」の他に、他の共有者全員の承諾書（1枚の用紙に連記可）を添付して下さい。